

事務連絡
平成19年4月20日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）

御中



厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その7）

「診療報酬の算定方法」（平成18年厚生労働省告示第92号）等については、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月6日保医発第0306001号）等により、平成18年4月1日より実施しているほか、平成19年4月1日より「診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成19年厚生労働省告示第95号）」が適用され、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（平成19年3月30日保医発第0330001号）により実施しているところであるが、今般、それらの取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。